

平成19年度地方交付税に関する主張

平成18年11月30日

全 国 知 事 会
地方分権推進特別委員会
地方交付税問題小委員会

1 地方交付税の総額確保

(1) 地方の財源不足に対応した交付税総額の確保

- 平成18年度は、8.7兆円もの巨額の財源不足が生じており、平成19年度においても引き続き財源不足が見込まれる
- 臨時財政対策債の発行等によることなく、地方の財源不足に対応した交付税総額を確保すべき
- なお、財政力の弱い地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう特に配慮すべき

表1：収支不足への対応として、法定率分を上回って措置される地方交付税等の推移（全体）

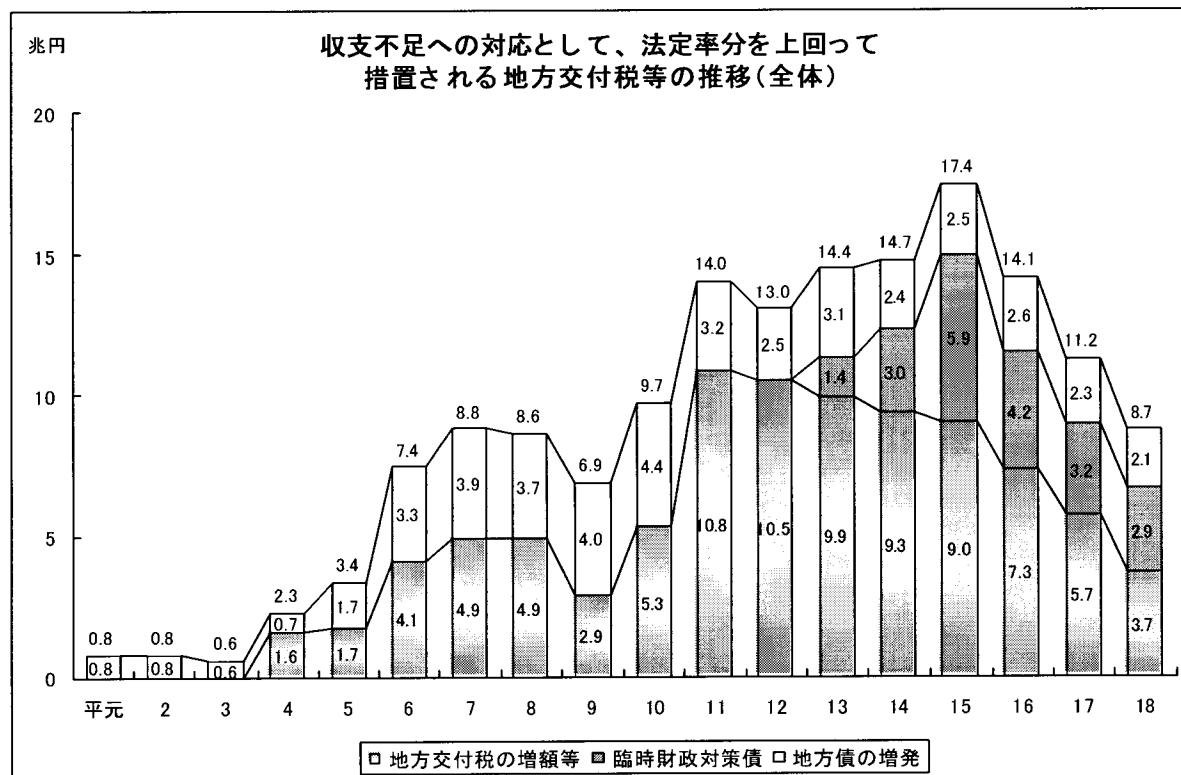


表2：地方歳入の状況（平成15年度と平成18年度の比較）

単位：兆円

	H15決算	H18地財	差額
地方税	32.3	34.9	2.6
交付税+臨財債	23.9	18.8	▲5.1
計	56.2	53.7	▲2.5

※1 地方税は、超過課税分を除く

※2 臨財債は、発行可能額

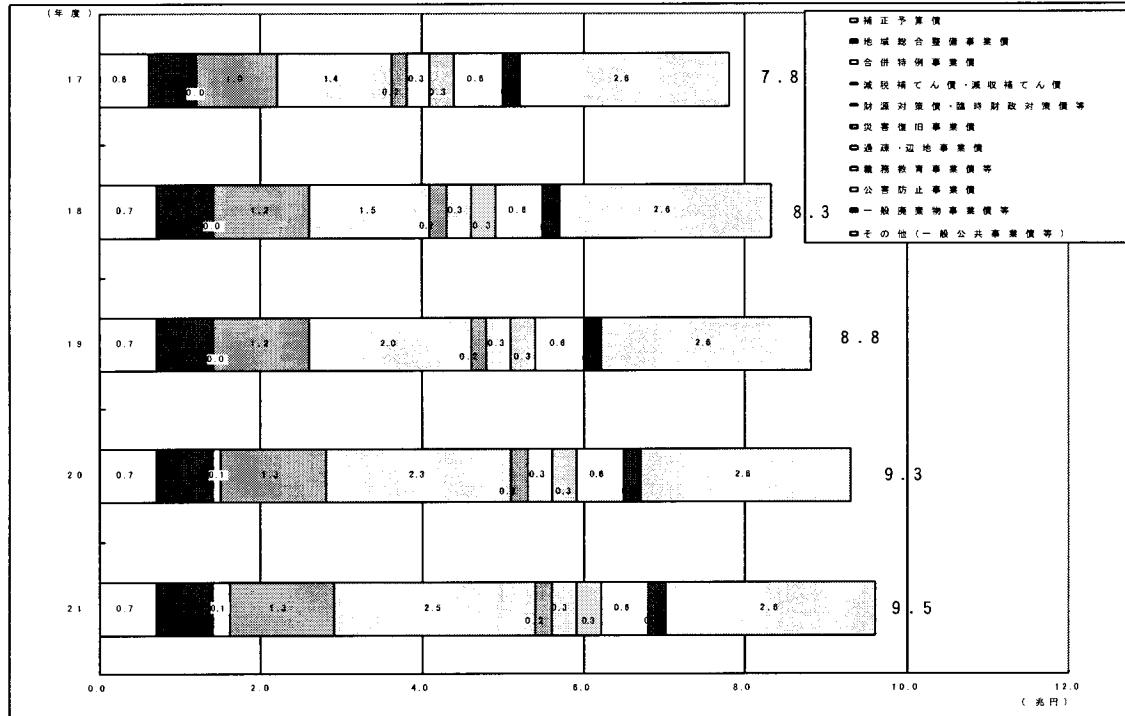
(2) 地方交付税の法定率の堅持

- 近年、恒常に地方の財源が不足しているにもかかわらず、その不足分は、法定率の見直しではなく、臨時財政対策債の発行や交付税特別会計借入金などにより対応してきた
- 地方交付税の法定率分が増加したとしても、地方の財源不足がすべて解消されるものではなく、臨時財政対策債等の発行額削減等にふり向けるべき
- さらに、50兆円を超える交付税特別会計借入金を償還していかなければならぬことから、地方が財源余剰になるとは考えられず、地方交付税の法定率は堅持すべき

(3) 後年度、交付税措置するとした地方債の元利償還金に係る約束分の確実な履行

- 後年度財源措置するとした地方債の元利償還金に係る約束分について確実に交付税措置すること
- あわせて、今後大幅な増加が見込まれる社会保障関係費など、その他の財政需要についても適切に地方財政計画に反映すべき
- 国が後年度財源措置するとした地方債の元利償還金に係る約束分は今後も増加する。(H17：7.8兆円→H21：9.5兆円（兵庫県推計）)

表3：景気対策、政策減税、財源対策等のために発行した起債に係る公債費の推移（兵庫県推計）



* H17までは算入実績、H18は計画額をもとに試算。

(4) 平成18年度地方財政対策は不十分

- ・ 3兆円の税源移譲に伴い交付税原資が縮小するにもかかわらず恒久的な財政措置がない（影響額：▲9,600億円／年）
- ・ 法人税の負担変更がないにもかかわらず、平成19年度以降法人税に係る法定率を引き下げられた（影響額：▲2,300億円／年）
- ・ 平成19年度地方財政対策においては、このような経緯も踏まえた対策を講じるべき

※ 税源移譲に伴う交付税原資の縮小の影響： $\Delta 9,600\text{億円}/\text{年} = 3\text{兆円} \times 32\%$

※ 法人税に係る法定率引き下げの影響： $\Delta 2,300\text{億円}/\text{年} = 13\text{兆円} \times (34\text{--}35.8\%)$

(5) 「新型交付税」の導入後における交付税総額の確保

「新型交付税」の導入後においても、地方財政計画の策定を通じて、適切に財政需要を把握し、必要な交付税総額を確保すべき

表4：適切に財政需要を把握した交付税総額の必要性

新型交付税	従来型交付税
需要額の割合：10%程度	需要額の割合：90%程度
・ 「新型交付税」移行後も国庫補助事業の地方負担分や直轄事業負担金、地方単独事業等に係る財源保障が必要	・ 警察費や教育費、社会福祉費等国の基準付けが強い分野が対象であり、財源保障が不可欠



「新型」、「従来型」のいずれにおいても適切に
財政需要を把握し必要な交付税総額を確保すべき

(6) 地方交付税は地方固有の財源

- ① 基本的な行政サービスの提供に必要不可欠

地方交付税は、どこの地域でも財政力にかかわらず、学校教育、社会福祉、社会資本の整備や維持、消防、警察等の基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障する必要不可欠な地方固有の財源であって、国庫補助金ではない

- ② 地方一般歳出の大部分は国が法令等で基準を設定

- ・ 地方財政計画上、国庫補助を伴うもの、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）、国が法令で実施を義務付けているもの（保健所、ごみ処理など）が地方一般歳出の大部分を占めており、こうした行政サービスは、国と地方が財源を持ち合い共同で実施していることから、地方の裁量の余地は極めて少ない
- ・ このため、国・地方を通じる行政サービスの内容や水準を見直すことなく、地方交付税を一方的に削減することは基本的な行政サービスの低下を招くおそれ

表5：国と地方が共同で事業を行っている事例

○ 介護保険	
<利用者負担>	<公費負担>
保険料で負担 (50%)	国 の 負 担 (25%)
	都道府県の負担 (12.5%)
	市町村の負担 (12.5%)

○ 国民健康保険 (高額医療費共同事業分)	
国 の 負 担 (25%)	
都道府県の負担 (25%)	
市町村の負担 (50%)	

※施設介護給付の負担割合は平成18年度から国20%、都道府県17.5%

たとえば、介護保険の地方負担は1兆5千億円



- ・都道府県や市町村の負担分は、自主財源である地方税で賄うのが基本
- ・ただし、税源の偏在により各地方公共団体間に財政力の格差があるため、すべての地方公共団体において介護保険などの行政サービスが滞りなく実施できるよう、地方交付税により財源を補完 (⇒ 地方交付税の重要な役割)

2 地方交付税の補助金化の回避

(1) 政策誘導手段として地方交付税を用いることの回避

- ・ 国の一方的な価値判断に基づく政策誘導の手段として、地方交付税を用いるべきではない
- ・ 「頑張る地方応援プログラム」の推進にあたり、地方交付税を活用するとしても、地方交付税の補助金化につながらないよう慎重に検討すべき

(2) 交付税制度は本来行政改革インセンティブが働く仕組みを内包

平成17年度から「行政改革インセンティブ算定」が導入されているが、現行の交付税制度は、基本的な行政サービスに必要な標準的経費により算定されるので、当然に、地方が自主的に行政改革努力を行えば行うほど、その努力分が加算されたのと同様の効果を生むことから、行政改革へのインセンティブが働く仕組みに既になっている

3 不交付団体の拡大

(1) 地方税の充実強化による不交付団体の拡大

不交付団体の拡大は、国税と地方税の割合＝1：1を目指し、税源の偏在に留意しながら、税源移譲など地方税を充実強化することにより実現すべき

(2) 税源移譲による税収の地域間格差への対応

税源移譲により、税収の地域間格差が拡大するとの主張があるが、地方消費税等、地域間偏在の少ない税を中心に税源移譲するなど偏在性の小さい地方税体系を構築するとともに、税源移譲後の地方財源の不均衡については、地方交付税のもつ財源調整及び財源保障機能を適切に発揮することにより対応可能

4 地方交付税全体を通じた透明性・予見可能性の向上

「新型交付税」、「従来型交付税」を問わず、普通交付税全体の算定において、単位費用及び補正係数の透明性・予見可能性を向上させることはもとより、特別交付税の算定においても、透明性を向上させるべき

5 「新型交付税」の制度設計にあたっての配慮

(1) 安定的な財政運営の確保

交付税算定の見直しにより、交付税配分額が従前に比べ大幅に減少する地方公共団体が生じることのない制度設計をすべき

(2) 「新型交付税」及び地域振興費の単位費用、補正係数設定にあたっての配慮

- ・ 「新型交付税」及び地域振興費の単位費用については、地方の財政需要の実態に応じて設定すること
- ・ また、補正係数については、交付税算定の透明性・予見可能性を確保する観点から、毎年度変更しないこと

(3) 規模拡大にあたっての慎重な対応

新分権一括法による国の基準付けの見直し等にあわせて、「新型交付税」の規模を拡大するとされているが、人口と面積だけで単純には算定しがたい財政需要が存在することから、地方公共団体の財政運営に及ぼす影響等を十分検討し、経過措置の要否も含め慎重に対応すべき

6 今後の取り組み

(1) 地方に関わる政策立案等への地方の参画

「新型交付税」の具体的な制度設計や中期地方財政ビジョンの策定には地方が必ず参画

<「(仮) 地方行財政会議」の早期設置>

- ・ 「新型交付税」の具体的な制度設計は、交付税総額が国の裁量に左右されことなく確保される仕組みの構築とあわせ、地方の参画のもとで行うべき。
- ・ 中期地方財政ビジョンの策定や「地方共有税」の検討についても地方の参画のもとで進めるべき。
- ・ さらに、地方税財政制度のあり方など、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関しては、「地方分権の推進に関する意見書」（平成18年6月7日地方六団体）〈提言2〉にある「(仮) 地方行財政会議」を早期に設置することにより、政府と地方の代表者が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させるべき。

(2) 「地方共有税」の早期具体化

交付税総額が地方固有の財源として国の裁量に左右されることなく確保されるよう、「地方共有税」を早期に具体化し、特例加算や特別会計借入などを行わず、法定率を見直したうえで、国の一般会計を通さずに「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れるべき

7 世論をミスリードする交付税削減ありきの主張への反論

(1) 地方公務員給与に係る財務省資料は地方の実態を歪めるもの

「地方公務員給与が民間より高い」との主張がなされているが、対象産業・対象者が異なる調査を単純に比較することは、世論をミスリードするもの

① 調査対象産業の違い

全産業（娯楽業、ビルメンテナンス業、理容・美容業、飲食店など）にわたる平均給与であり、公務員と類似する事務・技術職員（デスクワーク）の少ない産業も含まれている

② 調査対象者の違い

正社員以外の者（アルバイトなど）や、生産労働者等公務と全く異なる職種の者が含まれている

③ 給与決定要素の違い

職種、役職、年齢、学歴などの条件をあわせた同種・同等の者同士の比較とはなっていない

表6：財政制度等審議会財政制度分科会歳出合理化部会及び財政構造改革部会合同部会（平成18年10月13日）財務省提出資料

各都道府県における民間企業と地方公務員の給与比較

（平成17年）

	C1	C2	C3
東京都	36.0	38.1	-
東京	42.0	42.0	-
大阪府	38.5	42.5	-
千葉県	37.0	42.4	0.8
神奈川県	37.0	46.0	-
滋賀県	35.5	44.7	-
福井県	35.4	41.8	-
岐阜県	35.4	39.0	-
愛知県	35.4	42.0	0.5
静岡県	36.2	43.5	1.0
三重県	34.6	41.3	0.7
山梨県	34.5	39.1	-
長野県	34.2	39.0	1.1
新潟県	34.1	39.6	-
栃木県	33.7	40.1	-
群馬県	33.6	38.9	-
埼玉県	33.6	39.2	0.4
千葉県	33.5	38.7	-
香川県	33.4	38.6	2.0
高知県	33.2	38.6	-
徳島県	33.2	40.3	0.7
香川県	33.1	40.1	-
香川県	33.0	39.6	-
福岡県	32.6	39.2	-

	C1	C2	C3
宮崎県	32.8	38.6	1.0
山形県	32.3	37.8	-
長崎県	32.2	40.4	2.0
鹿児島県	32.2	38.1	-
福岡県	31.8	38.1	1.0
沖縄県	31.8	39.8	-
宮崎県	31.8	39.7	-
大分県	31.1	38.9	-
佐賀県	31.0	37.8	0.0
長崎県	30.9	39.6	-
鹿児島県	30.8	39.7	0.6
北海道	30.7	39.2	-
福岡県	30.5	39.5	-
山口県	30.4	37.6	-
大分県	30.1	37.8	0.6
熊本県	30.0	38.8	-
鹿児島県	30.0	37.1	0.6
佐賀県	30.0	36.6	-
宮崎県	29.6	38.8	-
島根県	29.5	36.2	1.2
沖縄県	29.4	37.4	-
佐賀県	28.9	38.7	-
秋田県	28.8	36.0	-
青森県	26.3	36.2	-

① 全国及び各都道府県の民間企業賃金（厚生労働省「平成17年賃金構造基本統計調査」（全産業・企業規模100人以上（推計）・男性労働者）により算定。）

② 平成17年人事院勧告及び各都道府県の平成17年人事委員会勧告においてラスパイレス比較によって算定された民間給与の額

③ 各都道府県で独自に給与の減額措置が行われ、前述の民間給与の額を下回る場合の減額後の金額との差額について、各都道府県の人事委員会勧告で示している額

※ ①の全国及び各都道府県の民間企業賃金については、企業規模が1,000人以上及び100人～999人の額をもとに加重平均により算出。

人事院及び人事委員会の給与勧告は、民間の給与比較を、単純な官民給与の平均値によるものではなく、役職段階・勤務地域・学歴・年齢構成と同じくする者同士を対比させて比較（ラスパイレス方式）し、その結果算出された官民格差に基づいて行われている。

地方の行革努力により、地方公務員給与は国家公務員の水準を下回っている

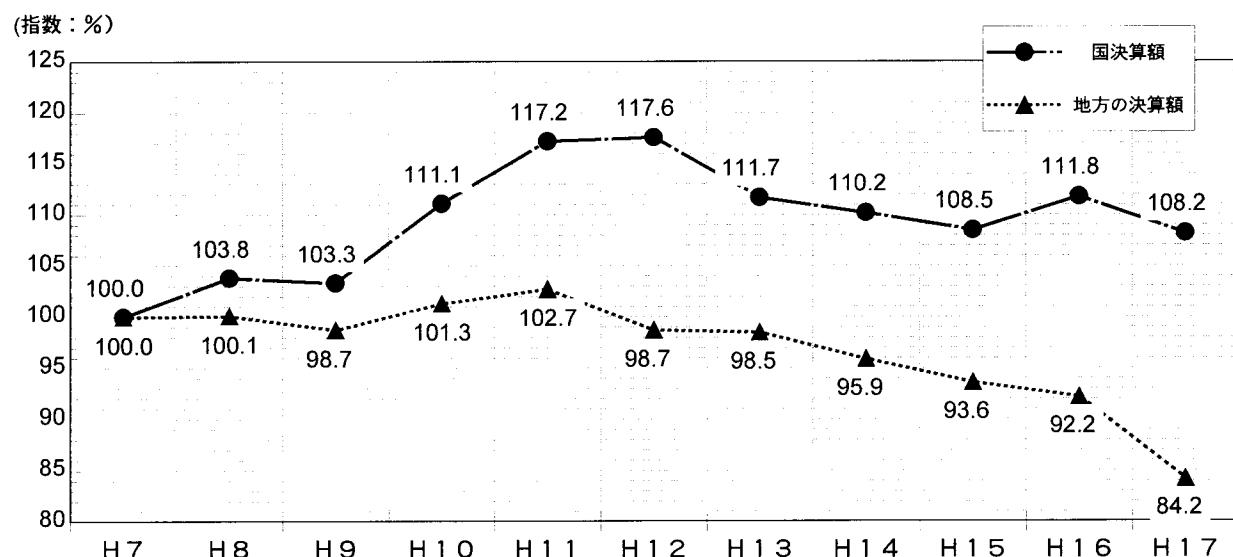
表7：ラスパイレス指数の推移

区分	年度	平成7年	平成15年	平成17年
都道府県		103.6	101.7	99.6
市政令市		105.3	102.2	100.1
市		102.9	100.7	97.6
町村		96.5	95.7	93.7
全地方公共団体平均		101.8	100.1	98.0

(2) 地方は国を上回るペースで歳出削減に努力

地方は自主的に国を上回るペースで歳出削減努力を行っており、その成果を国が財政再建のために一方的に横取りすることは許されない

表8：国と地方の決算額の比較



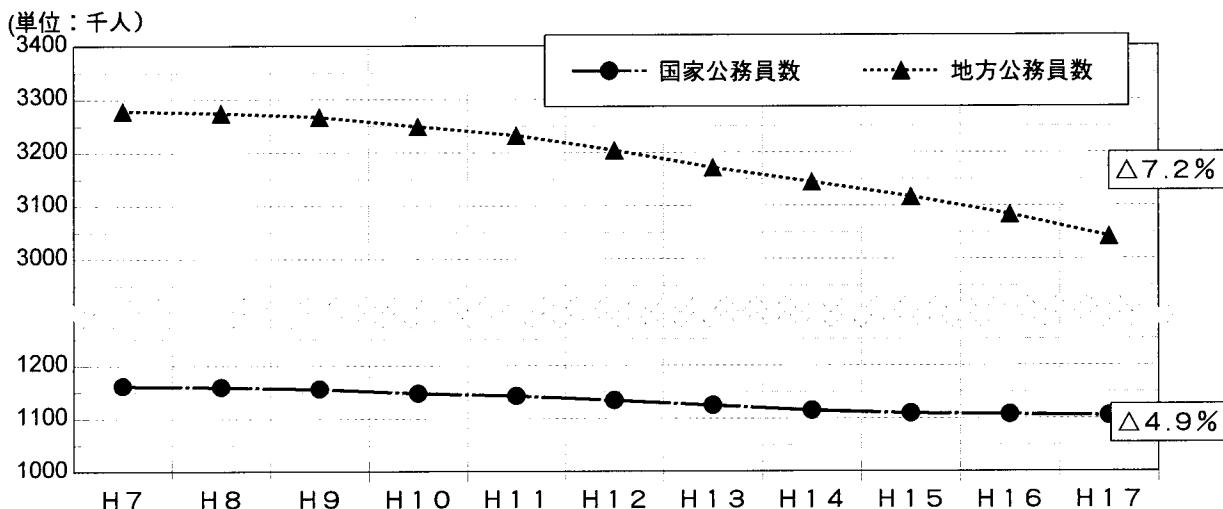
	国の決算額	比率	地方の決算額	比率
H7	759,385	100.0	989,445	100.0
H8	788,478	103.8	990,261	100.1
H9	784,703	103.3	976,738	98.7
H10	843,917	111.1	1,001,975	101.3
H11	890,374	117.2	1,016,291	102.7
H12	893,210	117.6	976,164	98.7
H13	848,111	111.7	974,317	98.5
H14	836,762	110.2	948,394	95.9
H15	824,159	108.5	925,818	93.6
H16	848,967	111.8	912,479	92.2
H17	821,829	108.2	837,687	84.2

※ 数値について、平成16年度までは国：一般会計決算額、地方：決算概要(純計額)を使用し、平成17年度は国：予算額、地方：地方財政計画額を使用している。

(3) 国を上回る地方の定数削減

地方は、国を上回る公務員の削減を行ってきた

表9：国と地方の公務員数の比較



警察官、教員等を除くと一割以上の削減

	国家公務員数		地方公務員数		※地方公務員数 (一般行政職員)	
		比率		比率		比率
H7	1,161,977	100.0	3,278,332	100.0	1,174,838	100.0
H8	1,159,861	99.8	3,274,481	99.9	1,174,547	99.9
H9	1,156,289	99.5	3,267,118	99.7	1,171,694	99.7
H10	1,147,614	98.8	3,249,494	99.1	1,165,968	99.2
H11	1,142,582	98.3	3,232,158	98.6	1,161,430	98.9
H12	1,134,259	97.6	3,204,297	97.7	1,151,533	98.0
H13	1,124,842	96.8	3,171,532	96.7	1,113,587	94.8
H14	1,115,378	96.0	3,144,323	95.9	1,100,039	93.6
H15	1,110,015	95.5	3,117,004	95.1	1,085,585	92.4
H16	1,107,721	95.3	3,083,597	94.1	1,069,151	91.0
H17	1,105,473	95.1	3,042,122	92.8	1,048,860	89.3

出典：国家公務員数は「定員管理法制別定員」、地方公務員数は「地方公務員定員管理調査」から。

※ 地方公務員数（一般行政職員）については、地方公務員総数から公営企業等の職員、教育職員、警察職員、消防職員を除いた数である。

※ 国家公務員数については、13年度以降の独立行政法人等への振替分を考慮している。

(4) 市町村合併による議員数等の大幅な減少

市町村合併に取り組むことにより、市町村議員数等が大幅に減少

表10：市町村合併前後の比較

	合併前	合併後	増 減
市町村の三役の数	9,535人	5,960人	▲3,575人
市町村の議員の数	56,533人	38,942人	▲17,591人
給料・報酬の総額	3,690億円	2,490億円	▲1,200億円

※ 「合併前」の数値は、平成16年3月31日時点のものを使用した。「合併後」の「三役の数」は平成18年3月31日の見込み数、「議員の数」は在任特例などの措置終了後のものである。

※ 「市町村合併による効果について」(平成18年3月) (市町村の合併に関する研究会平成17年度報告書)に基づき作成